

各 位

平成 20 年 9 月 25 日

会 社 名 株式会社オークネット
代 表 者 名 代表取締役社長 藤崎 清孝
コード番号 9669 東証第一部
問い合わせ先 取締役 西 康宏
(TEL 03-3512-6175)

当社の完全子会社化等のための定款の一部変更及び
全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議
及び

全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日の確定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 7 月 15 日付「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」及び平成 20 年 8 月 12 日付「当社完全子会社化等のための定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 20 年 8 月 12 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしました通り、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式(以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。)の全部の取得について臨時株主総会及び普通株主の皆様による種類株主総会に付議しましたところ、下記の通り承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、全部取得条項付普通株式について、本日開催の取締役会で平成 20 年 10 月 30 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成 20 年 10 月 31 日を取得日として当社が取得し、これと引換えに全部取得条項付普通株式 1 株に対し 0.0000017 株の割合をもって当社の A 種種類株式を当社が交付する株主として定めることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社定款一部変更の内容

当社は、平成 20 年 8 月 12 日付当社プレスリリースにてお知らせしました通り、以下の から による当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下「本定款一部変更等」と総称します。)について必要なお承認をいただくため、本日、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を開催いたしました。

下記 の定款変更を行う前提として当社が種類株式発行会社となるため、当社定

款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること。

上記 による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設すること。

会社法第 171 条並びに上記 及び による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主の皆様に対して、当該取得の対価として当社の種類株式を交付すること。

2. 当社定款の一部変更の承認決議

(1) 承認された事項の内容

本定款一部変更等のうち 及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等のうち に伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 4 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。（本臨時株主総会第 3 号議案に係る定款の一部変更の内容は、平成 20 年 8 月 12 日付当社プレスリリースにおける定款の一部変更の件（2）に記載の通りであり、本臨時株主総会第 4 号議案及び本種類株主総会議案に係る定款の一部変更は、同プレスリリースにおける定款の一部変更の件（3）に記載の通りです。）

(2) 本定款一部変更等の効力発生

本定款一部変更等のうち 及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会において承認可決された時点で発生いたしました。本定款一部変更等のうち 並びにこれに伴う所要の定款変更の効力は、平成 20 年 10 月 31 日（金）に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その実施のための必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 5 号議案として付議され承認可決されました。当該議案の内容は、平成 20 年 8 月 12 日付当社プレスリリースにおいてお知らせしました通り、当社が、会社法第 171 条並びに本定款一部変更等のうち 及び による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、当社は、本定款一部変更等のうち によって設けられる A 種種類株式を、各株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普

通株式 1 株につき、0.0000017 株の割合をもって交付するものです。この際、当社親会社であるアイ・ディー・エス・ピー株式会社（以下「IDSP」といいます。）以外の株主の皆様に対して割り当てられる当社のA種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち 及び の効力発生を条件として、平成 20 年 10 月 31 日（金）（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合には、上記の通り、当社は、基準日である平成 20 年 10 月 30 日（木）の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様から全部取得条項付普通株式 1 株につき本定款一部変更等のうち によって設けられるA種種類株式を 0.0000017 株の割合をもって交付いたします。これに伴い、当社の普通株式の表章する株券（本日現在当社の発行する全ての株券が該当します。）は取得日に無効になりますので、当社普通株式にかかる株券を所有される方は、その株券を株券提出期間（平成 20 年 9 月 26 日（金）から平成 20 年 10 月 31 日（金）まで）内に当社株主名簿管理人である東京証券代行株式会社の事務取扱場所までご提出くださいますようお願いいたします。なお、係るご提出に必要な手続きは当社から別途ご連絡差し上げる予定です。今後の当社から開示される情報、通知等には、十分にご留意ください。

また、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却することにより、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。ただし、売却にあたっては、当該端数の合計数に 1 に満たない端数がある場合には、この 1 に満たない端数は会社法第 234 条第 1 項により切り捨てられ、売却の対象とはなりません。係る売却手続きに関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をIDSPに対して売却すること、又は会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき当社がA種種類株式を買い取することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に 2,100 円（IDSPが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合

や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、当社普通株式の株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式については、現時点において、証券取引所に対して上場申請を行う予定はありません。また、本定款一部変更等の結果、当社普通株式に係る株券は、東京証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、平成20年9月26日(金)から平成20年10月25日(土)までの間、整理ポストに割り当てられた後、平成20年10月26日(日)をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を東京証券取引所において取引することができませんので、ご注意ください。

(4) 全部取得条項付普通株式の取得に係る今後の日程

種類株式発行に係る定款一部変更(本定款一部変更等の)の効力発生日	平成20年9月25日(木)
株券提出手続の開始(株券提出に関する公告及び株主・登録株式質権者への通知送付)	平成20年9月26日(金)
整理ポストへの割当て	平成20年9月26日(金)
当社普通株式に係る株券の最終売買日	平成20年10月24日(金)
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	平成20年10月26日(日)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成20年10月30日(木)
株券提出の期限	平成20年10月31日(金)
全部取得条項に係る定款一部変更(本定款一部変更等の)の効力発生日	平成20年10月31日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付(本定款一部変更等の)の効力発生日	平成20年10月31日(金)

以上